

第5回 古賀市景観計画策定委員会 会議録  
(要約筆記)

【会議の名称】 第5回 古賀市景観計画策定委員会

【日時・場所】 平成30年7月17日（火）19時00分～  
古賀市役所第2庁舎 303会議室

【議題】

1. 開会
2. 議事
  - ①古賀市景観計画（案）について
  - ②屋外広告物の規制ゾーニングについて
3. 事務連絡
4. 閉会

【傍聴者数】 0人

【出席委員等の氏名】

委員（識見者）：日高圭一郎委員、箕浦永子委員、松山祐子委員

委員（市民会議代表者）：新田昌彰委員、今村恵美子委員

事務局：都市計画課 水上課長、澤木係長、宮寄、青崎、福山コンサルタント2名

【欠席委員の氏名】 中村直史委員

【庶務担当部署名】 都市計画課

【委員に配布した資料の名称】

1. 議事次第
2. 古賀市景観計画（案）
3. 古賀市における屋外広告物の規制ゾーニング（案）
4. 古賀市都市計画総括図（福岡広域都市計画）
5. 現行の屋外広告物の規格について（「福岡県屋外広告物のしおり」より抜粋）
6. 福岡県・久留米市における屋外広告物の規制ゾーニング（参考事例）
7. 屋外広告物サンプル写真一覧

8. 第4回策定委員会でいただいたご意見とその対応

9. 新用途地域制度について（リーフレット）

## 【会議の内容】

### 1. 開会

### 2. 古賀市景観計画（案）について

委員長：まずはページの下の帯を外した修正についていかがか。

委員：目次のページの下の色と裏の色が違うように見えるが。

事務局：印刷の具合で少し変わっているが、同じ色である。

委員：本編に入っていた飾りは取ったのか。

事務局：目次部分にのみ入れている。目次部分は上部のヘッダーデザインがなくなったことによりさみしくなったので。

委員：本編と資料編で色が違うのはなぜか。後ろの資料編は黒で、本編には色が付いているが。

事務局：特に意図はないので変更可能である。

委員：ページの番号の色のことか。前は黒だった。

委員：資料編の方は黒だが。

委員：全部黒でもいいのではないか。高齢になると見えにくい色である。

委員：ヘッダーの色と合わせているので、私は見やすいように感じる。黒にするとバランスが悪いように思う。

委員：私は少し見づらい。高齢になってみないとわからないと思うが。

委員：字の大きさは適切であると思われる。バランスから考えるとデザイン的にはこの方がいいように感じるが。

事務局：もう少し色を濃くするか数字を太くするか、一度検討してみる。

委員長：この色合いは残しておいて、少し文字を太くするか濃くして、見やすくするということで良いと思う。

委員長：後、写真を差替えている箇所についてはどうか。

委員：8ページ左上の写真で、桜の木の後ろにある看板が曲がっているように見えるがこういうものなのか。

事務局：写真の撮り方かと思う。

委員：西部電機の看板ではないか。

委員長：魚眼レンズなのが気になるのか、それとも看板自体が気になるのか。

委員：魚眼レンズが気になる。看板はあっていいと思う。

事務局：今話題になった写真は、学園コース沿いにある道なのか。

委員：JR線路の横の道で、西部電機の右側である。

事務局：であれば、今黒い線で示されている道が学園コースになるのか。もうちょっとJRの鉄道のラインに沿った所におかしいような気がする。学園コースは、線路沿いの道のことなのか。

委員：違う。学園コースは、リーパスプラザこが前の路線である。

事務局：そうなると、この歩いてん道の写真ではおかしくなる。この写真は学園コースの写真に差し替える。

委員：学園コースには桜並木はない。

委員長：それは変えたほうがいいと思う。

事務局：事務局の確認不足で申し訳ない。学園コースを確認し、その道沿いの写真でないようであれば差し替えをさせていただく。

委員：まちあるきイベントでは桜祭りの頃には、ここは必ず通るようにはしている。

委員長：コースには入っていないが、桜が咲いている時は歩いているように思う。

委員：ここは一番、桜が並んでいる所だから。

事務局：市のホームページの歩いてん道の学園コースの写真にはこれが載っている。コースがもしかして変わっていて、写真がそのままとかいう事があるのかもしれない。

委員長：他の写真は大丈夫か。

事務局：全体的に写真を精査する。

委員長：歩いてん道の写真は、再度確認していただく。

委員長：他の差し替えた写真についてはよいか。

委員：17ページの五所八幡宮の写真は、おそらく第二の鳥居を撮っているので小さな神社のように見える。第一の鳥居を下から上に撮った方が迫力があるのではないか。

委員：赤いと、お稲荷さんかなと思う。あそこはお稲荷さんではない。

委員：撮り方によって、もっと五所八幡宮らしさが出る撮り方がある。この前に大きい鳥居があって、撮ったのを持っているので必要であれば送る。

事務局：ぜひお願いしたい。

委員長：後は修正箇所のナンバー3以降、ご指摘があったところの修正には気になる点等ないか。4ページは青柳醤油の写真、6ページは図のタイトル、同じ6ページの農地・田園の修正、古賀市のフットパスの説明の文章、8ページは写真の差し替え、スケールの単位、名勝を名所に修正、「第4回策定委員会でいただいたご意見とその対応」ナンバー10の鹿部田淵遺跡の名称修正。地図上の白い部分を凡例の中にその他として明記している。事務局より補足説明あるか。

事務局：白地の部分については、確認をし、主に空地、それから公共空地ということで墓地、霊園、運動場等を含んでいる。後は工業用地と、ため池等が該当する。

事務局：凡例の中の空地、公共空地という用語がわかりづらい表現になっているかもしれないという気もするが。

委員長：公園がかぶっているように見えるからではないか。

委員長：空地が先に来るのではなく、工業用地が先に来て、空地等、というのがいいのでは。空き地でも空地でもいい。要は農地や住宅地ではない、というくらいの表記にしてもらった方がわかりやすいと思う。

委員：図の凡例として見た時に、図の中に市街地という旗揚げはされているが、「その他」は凡例として別にしてあり、わかりにくい。

事務局：市街地等も凡例に入れるということか。

委員：入れるか、図の方に旗揚げをするか。凡例は、点のものだけにしたほうが良いのでは。

委員長：名所と公園はこのままで、「その他」も図の中に書いた方が良いのではないか。

事務局：ご指摘の通りに修正する。

委員：修正箇所一覧の、鹿部田淵遺跡の「淵」の字が違うのだが、景観計画8ページの図の方が正しいのか。

事務局：これは図の方が正しい。

委員長：それから8ページは山頂の記号を追加しているが、いかがか。

委員：いいと思う。

委員長：11ページの基本目標の修正、17ページは写真の修正。41ページの大規模な公園の修正。以上が前回のご指摘に対しての対応である。後、26ページのゾーン分けをなくしたのでゾーン毎の基準を設けることが出来なくなっているということだが、いかがか。

委員長：景観形成基準としては押さえておいて、より良くしていく部分として強制力はないが、細かい所については、ガイドラインで誘導していくという感じで考えていく。

委員長：全体についてご質問ご意見はあるか。

委員：40ページあたりのイラストは誰かが作られたのか。

事務局：これはフリー素材で、25点以上使う場合はお金がかかるが、それ以下は無償で使える。

委員：非常にいいと思う。

委員長：では、宿題はフットパスの写真の確認ということで。

事務局：歩いてん道の学園コースの写真は差し替える。他の写真は合っているが、引き出し線の位置がおそらく、ずれているので写真の場所に修正する。

## 2. 屋外広告物の規制ゾーニングについて

委員：福津市はどうしているのか。

事務局：世界遺産関係を厳しくされていて、それ以外は県と同じ。それ以外の部分をさらにゾーニングするということはされていない。

委員：古賀みたいに工場もないので。

委員長：古賀市では、屋外広告物を規制する具体的なねらいというのがある意味ない。全体的な居住環境を良くしていきましようという一部として屋外広告物の規制をしましようとしているので。幹線道路沿線だけを厳しくするという方法もないわけではないが、目標がないのでやりづらい。用途地域によって緩く規制をかけることで、全体的な環境を良くするというのが当面のやり方だと思う。その後、将来的に気運が高まってきたら、厳しくしていくという事は出来るかもしれない。

委員：広告の設置間隔に規定はないのか。

事務局：県では広告相互間の距離という規定がある。

委員：古賀市としては県に準ずるという考えなのか。市はどういった姿勢で規制を行うのか。

事務局：今のところはそう考えている。

市長は屋外広告物の規制を公約に掲げている。県以上の規制をやってほしいとご意見をいただければその方向で進めたい。具体的な数値は今後の審議会の方で策定して行きたい。

委員：屋外広告物の規制が、福津に入ると厳しくなるということがあるのか。

事務局：高速道路沿い500mに関しては同じ。古賀のサービスエリアは本線から見えないので看板が立てられる。

委員：隣接市は厳しくて、古賀は緩いから立てよう、看板増えてきたな、みたいになると不本意かなと思う。

委員：市民会議でまち歩きをした時に見た、派手な看板は好ましくないというのがみなさんの意見だった。

委員：県の条例でも壁面1/3もしくは3/5までしか屋外広告物をつけてはいけないルールがある。

委員長：めざす景観像の中でもそのような規制誘導をすると書かれている。

委員：資料に載せている写真はすべて違反しているものなのか。

事務局：広告の大きさがわかりやすいものをまとめている。建っている場所によっては違反となるものがある。

委員：古賀市は世界遺産や観光に特化した地域ではないが、規制は県より厳しくしたい。自然条件などを規制の理由に出来ないか。最近の暴風雨等で広告の倒壊の危険性も高まっていると思うが。

委員：古賀市では松林があって防風林があるし、風はそんなには強くない。

事務局：自然条件について言うと古賀市に限らない。野立て看板には管理者もいるので大丈夫ではないか。

委員：これまでどおりに建てても、今後はそれを凌駕してくることもあり得る。建築基準法も変更になるかもしれないし、先行して基準の見直しを行ってもいいのではないか。

委員：古い物はどうなるかわからないような気象が起きてきている。

委員：住民としては厳しい方が住環境には良くなるのでありがたい。公約が掲げられるということは、現状が良くないと市長も思われているからだろうと思う。厳しくしてもらった方が嬉しい。

委員：市民会議でも屋外広告物の色彩は規制して欲しいとの意見が出ていた。屋外広告物の色彩の規制は出来ないのか。

事務局：色については判断が難しい。原色が何%まで等の審査をするのは実務として難しいので、サイズが小さければ影響は少ないという方向で規制していくのはいかがだろうか。色の規制まですべきだとなれば何らかの基準を設ける必要がある。住環境と企業活動、優先するバランスが難しい。

委員：見た目で色が真っ赤とか、けばけばしいとか、はっきりした色彩については何とか出来ないのか。

委員長：機械的にやっていけるものではない可能性が高い。判断がむずかしい場合が出てくるともある。役所だけではなく、アドバイザーに相談したりして対応する必要がある。

委員：準工業地域における屋外広告物の掲出状況はどうなのか。

事務局：準工業地域には大きなパチンコ屋が立地しており、大小の広告物が設置されている。

委員：準工業地域の屋外広告物については、どの程度届出が出ているのか。

事務局：届出の実態は把握できておらず、申請されていないものもある。

委員：規制を緩めることによってどうなるか。

事務局：案としては、緩めることはない。県よりは厳しくする方針。

事務局：詳しくは審議会だと思っているが、県の基準だと独立広告等はかなり大規模なものも認められるようになっているので、久留米市ではそれに歯止めをかける基準を作られており、参考になると考えている。

委員：基本的には県の基準よりも厳しくし、基準の設定範囲については、用途地域を基本とするということなのか。

委員長：久留米市をイメージして、県の基準よりは厳しくするという方向性で。用途地域を基本にして規制誘導を図っていく。

委員：久留米市を参考にするとのことだが、久留米市は、耳納連山山辺地域等の用途地域以外の地域の特色に応じた規制になっているが、古賀市の場合はどうか。

委員長：久留米市の場合、耳納連山を大事にすると景観計画の中でかなり大きく扱われているので、その点が反映されている。古賀市の景観計画も各ゾーンの特徴を謳っているが、視点場を定め、特定の眺望を大事にしようという箇所はない。よって、景観計画のゾーンに従うような規制誘導がやりづらいのではないかと。現段階では用途地域を基本としたゾーンで基準を変えていくという方向性で考え、細かいことは今後、検討していくということが良いと思う。

事務局：この策定委員会の中でもっと厳しい基準まで設けたいという皆さんのご意見をもって、再度もう1回ご審議いただくという方法もある。ただ、正当な企業活動と看板の規制というのをどこでバランスを取るかというのをまとめられるのか、という部分もあるので、細かい基準については後にお任せいただき、県より厳しめの規制をして下さいという意見でまとめていただけるのなら今回の会議で終了ということにする。

委員長：用途地域を基本にしたゾーンごとに、県より厳しい基準を設けるということでしょうか。

委員：それ以上は決め兼ねるので、それで良いと思う。

委員長：もう少し詳しい人がメンバーにいないと判断しづらいところがある。策定委員会としての方向性は、本日の内容で良いと考える。

## 6. 事務連絡

- ・景観計画案は8月を目途に作成予定
- ・景観条例・屋外広告物条例は12月議会にて上程予定

## 7. 閉会

以上